

見積参考資料

業務委託名 瀬戸処理区マンホールポンプ更新詳細設計業務委託（８－１）

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本工事における設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

①設計業務

項目	数値処理	単位（円）
1. 第１～４号内訳書	別紙のとおり	円止まり
2. 直接人件費	—	円止まり
3. 直接経費		円止まり
4. 直接原価		円止まり
5. その他原価	1円未満切り捨て	円止まり
6. 間接原価		円止まり
7. 業務原価		円止まり
8. 一般管理費等	設計業務価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
9. 設計業務価格		万円止まり

②測量業務

項目	数値処理	単位（円）
1. 第１号内訳書		円止まり
2. 直接作業費		円止まり
3. 直接経費		円止まり
4. 直接測量費		円止まり
5. 諸経費	測量業務価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
6. 測量業務価格		万円止まり

③全体

項目	数値処理	単位（円）
1. 業務価格		万円止まり
2. 消費税相当額		円止まり
3. 設計金額		円止まり

3 積算条件

本業務は、下記の条件で積算を行っている。

単価適用年月 令和8年7月

4 積算歩掛基準について

1) 設計第1号内訳書の「ポンプ場設計」について

- ・当歩掛は「下水道施設設計業務積算基準 令和7年度」 p.122 k)マンホール形式ポンプ場（現場打ち）を参考としているが、当業務の内容が「機械・電気設備更新（土木工事なし）、撤去及び設置」で対象が中継ポンプ場2箇所であることから、見積りにて歩掛を決定している。

2) 設計第2号内訳書の「施工法等の比較検討基準歩掛」について

- ・当歩掛は「下水道施設設計業務積算基準 令和7年度」 p.127、128 d)施工法等の比較検討の歩掛を採用している。
- ・歩掛の100%を計上（仮排水50%+既設管（等）撤去50%）しており、単位は一業務として積算している。

3) 設計第3号内訳書の「報告書作成（詳細設計）」について

- ・当歩掛は「下水道施設設計業務積算基準 令和7年度」 p.127 b)報告書作成（詳細設計）の歩掛を採用している。
- ・補正及び査定は行っていない。

4) 設計第4号内訳書の「設計協議（詳細設計）」について

- ・当歩掛は「下水道施設設計業務積算基準 令和7年度」 p.127 c)設計協議（詳細設計）の歩掛を採用している。
- ・中間打合せの回数は3回とし、1回毎の構成は技師(A)1名及び技師(B)1名とする。

5) 測量第1号内訳書の「現地測量」について

- ・当歩掛は「業務関係積算基準及び標準歩掛」 p.1-2-45、46
の歩掛を採用している。
- ・条件は「現地測量面積0.00015km²」、「地域：耕地、地形：平地」、「縮尺区分1/500」
とする。
- ・直接人件費（計）、直接経費、通信運搬費等、材料費、地形変化率補正後金額は計算過程
でそれぞれ1円未満切り捨てとする。ただし、直接人件費（計）及び地形変化率補正後金
額の内訳書計上額については100円未満切り捨てとする。

6) 設計及び測量業務の「旅費交通費」について

- ・設計業務の旅費交通費については（直接人件費）×0.63%（土木設計業務（宿泊なし）の率）とし、一円未満切り捨てとする。
- ・測量業務の旅費交通費については（直接作業費）×0.56%（測量業務（宿泊なし）の率）とし、一円未満切り捨てとする。

7) 設計及び測量業務の「電子成果品作成費」について

- ・設計業務は「業務関係積算基準及び標準歩掛 III-1-3」の(1)概略設計、予備設計または詳細設計による。
- ・測量業務は「業務関係積算基準及び標準歩掛 I-1-8」による。

8) 設計業務の「簡易報告書作成費」について

- ・簡易報告書作成費は次式による。

$$\text{簡易報告書作成費（2部）} = Z \times \frac{\text{直接人件費}}{2} \times \frac{2}{3}$$

$$Z = (10 - 0.5 \times \text{直接人件費}) (\%)$$

1. Zを算出する際の直接人件費は百万円単位で小数第2位（第3位四捨五入）とする。
2. Zは小数第2位（第3位四捨五入）とする。
3. 簡易報告書作成費（2部）は千円未満切り捨てとする。

9) 設計業務のその他原価及び一般管理費等、測量業務諸経費について

- ・令和7年度 業務関係積算基準及び標準歩掛に基づいて算出している。
- ・その他原価の算出過程における $\alpha / (1 - \alpha)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出している。
- ・一般管理費の算出過程における $\beta / (1 - \beta)$ の端数処理は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出している。

上記積算条件は、当該業務の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。